

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

釜石市長 小野 共

市町村名 (市町村コード)	釜石市 -(211)
地域名 (地域内農業集落名)	唐丹地区 (下荒川集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月12日、令和6年1月26日、2月25日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・水稻を中心とした生産を行っている地域であり、一部、露地野菜等の生産を行っている。
 ・東日本大震災後の区画整理事業を契機に、農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化を進めており、中心経営体に農地の集積を図っている。
 ・今後、農地中間管理機構の更新時期を迎えた場合の将来の担い手を明らかにする必要がある。
 ・唐丹地区営農組合、多面的活動組織により、共同利用機械の利用や農地や水路の維持管理を行っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・市内随一の大規模な農地区画を生かし、水稻を中心とした生産を維持する。
 ・当地区営農組合、多面的活動組織により、遊休農地の発生を未然に防ぐ。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とし、東日本大震災以後に区画整理事業を実施した区域を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地域の中心経営体に対して農地を集約化し、地域農業を維持していく。

(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
東日本大震災で被災した農地の復旧に区画整理事業を実施し、既に生産効率の向上や農地集積・集約化が図られていることから新たな基盤整備は行わず、既存の農地・水路の維持管理に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、農協、市と連携し、兼業も含めた農業経営体の育成を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策
鳥獣被害防止総合対策交付金で導入した電気牧柵による被害防止対策を実施とあわせ、地域の猟友会と連携し地域ぐるみでの被害防止対策に取り組む。

②保全・管理等
下荒川地区多面的活動組織の活動を中心とし、農地や水路等の農地周辺の保全・管理に取り組む。